

事業者の皆さまへ

令和4年3月
岡山県

景観法に係る手続のオンライン化について（お知らせ）

景観行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本県では、県民、事業者の利便性の向上を図るため、景観法第16条に基づく届出手続を下記のとおりオンライン化することとしましたので、お知らせします。

記

1 オンライン化を実施する手続（様式）

景観法第16条、岡山県景観条例第5条及び同規則第4条に規定する届出

- (1) 景観モデル地区行為（変更）届出書(様式第1号)
- (2) 大規模行為（変更）届出書(様式第2号)

岡山県景観条例第13条に基づく事前指導取扱要綱第4に規定する申出

- (3) 背景保全地区事前指導申出書（様式第1号）

※各県民局環境課窓口での受付は引続き行います。

2 オンライン手続サイト

「岡山県電子申請サービス」

https://s-kantan.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_initDisplay.action

3 手続開始時期

- 1 (1)、(2) の手続・・・令和4年3月25日（金）
- 1 (3) の手続・・・令和4年4月1日（金）

問い合わせ先

岡山県環境文化部環境企画課

（審査・調整班） 則武

電話086-226-7299